

豊中市 多機関協働推進事業における各種会議 設置要綱

(設置)

第1条 複数の地域生活課題を抱える市民に対する包括的な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6第1項の規定に基づき、多機関協働推進事業における各種会議として、豊中市多機関連携会議（以下「連携会議」という。）及び豊中市支援方針決定会議（以下「決定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域生活課題を抱える住民に対する支援を図るために必要な情報や支援方針の共有、トータルケアプランの作成及びその適切性・終結時の評価
- (2) その他連携会議の設置目的を達成するために必要と認められること

2 決定会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 連携会議で方針が決定できない場合の最終的な対応方針の決定や役割分担及びその適切性・終結時の評価
- (2) その他決定会議の設置目的を達成するために必要と認められること

(構成)

第3条 連携会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 決定会議の構成は、連携会議の参加者に加えて、地域共生課の担当管理職、支援に関わる担当課の管理職、相談内容に助言できる市職員、専門家等で地域共生課が必要と認める者とする。
- 3 必要と認める場合は、別表以外の関係者を各種会議に参加させることができる。

(会議の開催)

第4条 連携会議は、地域共生課のエリア担当が招集する。

- 2 決定会議は、地域共生課の担当管理職が招集する。

(事務局)

第5条 各種会議の事務局は地域共生課に置く。

(意見の聴取等)

第6条 各種会議は第2条に掲げる事項を行うために必要と認めるときは、関係機関等に対し、地域生活課題を抱える住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 各種会議の参加者、事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、事務及び議事内容に関して知り得た個人情報や支援に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第130条の6の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、各種会議の運営等に関し必要な事項は地域共生課が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年(2021年)5月20日から実施する。
- 2 この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。

<別表>

構成	役割
地域共生課（エリア担当）	<ul style="list-style-type: none">・会議の進行・トータルケアプランの作成・トータルケアプランの評価・終結
<ul style="list-style-type: none">・支援に関わる担当課・地域共生課（関係各課に配置された地域共生課の兼務職員を含む）	<ul style="list-style-type: none">・トータルケアプラン作成におけるアセスメント（必要に応じアセスメント以外の情報提供も含む）・トータルケアプランプランに基づく個別支援策の実施
支援に関わる相談支援機関 など	<ul style="list-style-type: none">・トータルケアプランプランに基づく個別支援策の実施

【備考】 地域共生課（エリア担当）以外の構成員は案件ごとに選定する